

新宿区立児童館等事故対応要領

平成 13 年 3 月 30 日 12 新福児第 2783 号部長決定
平成 14 年 4 月 1 日 14 新福児第 27 号部長決定
平成 17 年 4 月 1 日 17 新福子支第 1653 号課長決定
平成 20 年 9 月 29 日 20 新子サ事第 855 号部長決定
平成 23 年 6 月 29 日 23 新子総児第 485 号部長決定
平成 24 年 4 月 2 日 24 新子総児第 38 号部長決定
平成 29 年 3 月 14 日 29 新子総運第 1108 号部長決定
平成 31 年 3 月 28 日 30 新子総運第 8372 号課長決定
令和 7 年 3 月 27 日 6 新子支運第 1642 号課長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）及び新宿区学童クラブ条例（平成 12 年新宿区条例第 31 号）に基づく事業において起こった傷害事故（以下「事故」という。）に対して、迅速かつ的確に対応することを目的として定める。

(事故の予防)

第 2 条 児童館・学童クラブ及び子ども総合センター職員（以下「職員」という。）は、事業遂行に当たり事故が起こりうる事態を避けるために、常に事業を行う前に危険な状況を予測し、その予防策を講じ、事業及びその指導を行う。

(事故対応マニュアルの作成)

第 3 条 児童館・学童クラブ及び子ども総合センター（以下「児童館等」という。）は、起こりうる事故を想定し、それに対応する処置方法並びに、職員間、保護者及び、家族への連絡体制についてのマニュアルを作成し、事故が発生した場合にはマニュアルに従い対応をする。

(事故発生後の処置について)

第 4 条 事故が発生した場合、職員は負傷者の処置を速やかに行い、児童館長（業務委託館においては業務委託責任者）及び子育て支援課子育て支援係長（以下「館長等」という。）に事故発生についての連絡を行う。当該職員一人では対応できない事故については、その場にいる利用者等に協力を求め、速やかに他の職員の応援を求め事故に対応する。

(事故状況の把握)

第 5 条 事故発生時の連絡を受けた館長等は、事故状況を把握し、館内での処置又は病院への搬送等の判断及び指示を行う。

(保護者及び家族への連絡)

第 6 条 館長等は、負傷者の保護者又は家族に事故の状況及び負傷者の状況を連絡し、当面の対応方法について承諾を求める。ただし、負傷者の保護者及び家族に連絡がつかない場合には、館長等の判断で対応するものとする。

（子育て支援課への連絡）

第7条 館長等は、負傷者への初期対応が終わった時点で、事故の状況及び対応方法について子育て支援課児童館運営係（以下「児童館運営係」という。）に連絡を行う。特に、子どもが複数関わっている事故については状況把握をていねいに行う。事故連絡を受けた児童館運営係の職員は、速やかに事故の発生について子育て支援課長に報告を行う。また、館長等は、負傷者を病院等へ搬送した場合には、その後逐次必要に応じて、状況について子育て支援課長に報告を行う。

（事故の見舞いについて）

第8条 負傷者が入院又は自宅療養を必要とする事故等については、負傷状況に応じ子育て支援課長又は館長等が、負傷者の入院先又は療養先に見舞いを行うものとする。この場合、福祉部内基準（平成15年1月1日・福祉部長決定）に従い必要に応じ公費による見舞い金品を持参できるものとする。

（事故の調査、分析）

第9条 館長等及び職員は、事故の状況及び事故の原因を調査分析し、負傷者の処置経過の評価、瑕疵の有無について検討を行い、今後同様な事故が起こることを避けるための対策を講じる。

（加害者のいる事故について）

第10条 館長等は、事故において加害者がいる事故については、負傷者の状況、事故の状況、原因、負傷者の処置状況について、加害者の保護者又は家族に速やかに連絡を行う。

（負傷者の治療経過の把握）

第11条 館長等は、入院又は通院により治療を行っている負傷者の、その後の治療経過を保護者又は家族と密に連絡をとり把握するとともに、必要な場合には、負傷者の入院又は通院先の医師、看護婦等の医療関係者から治療経過の説明を受け、状況を把握する。また、館長等は、事故による負傷者の完治又は治療の終了を家族、医療関係者から確認する。

（事故報告書）

第12条 館長は、事故における負傷者の治療状況が確定した時点で、新宿区立子育て支援施設処務規程（平成23年新宿区訓令第3号）第10条第3項の規定に基づき、子育て支援課長宛てに館長名で事故についての事故報告書（様式1）を作成し報告を行う。ただし、事故の状況や経過により必要とされる場合は、子育て支援課長が子ども家庭部長宛てに報告するものとする。また、館長は、負傷者の治療状況が、長期の入院及び自宅療養が必要な場合には、その後の経過について必要に応じ報告を行う。

業務委託館においては、区長宛てに委託事業代表者名で事故についての事故報告書を作成し報告を行う。事故の状況や経過により必要な場合は子育て支援課長と協議する。

（児童館委託日の事故）

第13条 館長等は、土曜及び日曜、祝日の児童館業務を委託している日に、児童館等で起こった事故については、委託事業者より館長宛てに事故報告書の提出を求める。また、児童館業務を委託している日に重大な事故が発生し、委託業者より事故報告があったと

きには、館長が対応する。

(賠償等を必要とする事故)

第14条 館長等は、負傷者の保護者又は家族より事故における補償等についての要望があった場合には、速やかに子育て支援課長に報告を行い、協議または指示を受けるものとする。

(加害者による事故の補償)

第15条 館長等は、加害者がいる事故において、加害者の保護者又は家族から、被害者の保護者又は家族への補償の申し出があった場合には、その旨を子育て支援課長に報告を行う。この場合、補償内容については、当事者間の交渉で決定するが、協議の場所の提供及び立会いについて、両者より要請があった場合は、館長等が行えるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定められていない事項については、その都度、館長が子育て支援課長の指示を受けるものとする。業務委託館においては、業務委託責任者が子育て支援課長と協議する。また、第1条の目的には該当しないが、第2条に準ずる予防措置として、傷害事故以外の事故、事件（食中毒、登下館中における事件等）においても、館長等は必要に応じ子育て支援課長に報告を行い、その対応を館長等及び職員で協議検討し、児童の安全を確保するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月29日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月27日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。